

令和4年度
公益財団法人神戸市スポーツ協会
事業概要

文化スポーツ局

目 次

	頁
I 協会設立の趣旨	1
II 協会の概要	1
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月日（許可・登記）	1
4 基本財産	1
5 機構	2
6 職員数	3
7 評議員・役員	4
8 加盟団体一覧	6
III 定款	8
IV 令和3年度事業報告	16
1 事業報告	16
2 事業別収支計算書	22
3 正味財産増減計算書	23
4 貸借対照表	24
5 財産目録	25
6 事業別収入明細書	26
7 事業別支出明細書	27
8 財務状況の推移	28
V 令和4年度事業計画	30
1 事業計画	30
2 経営改善の取組み	34
3 事業別収支予算書	36
4 予定正味財産増減計算書	37
5 予定貸借対照表	38
6 事業別予定収入明細書	39
7 事業別予定支出明細書	40
VI 令和3年度主要事業計画・実績比較	41
参 考	
1 主要事業の推移	42
2 施設概要	44
3 施設所在図	46

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和22年に任意団体「神戸市体育協会」として発足し、平成2年4月に財団法人化されました。平成10年10月には、財団法人神戸市スポーツ教育公社を統合し、学校給食事業及び体育施設管理運営事業等を引き継ぎました。平成24年4月には公益財団法人に移行し、名称についても「神戸市スポーツ教育協会」に変更し、協会の目的を、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することと決めました。

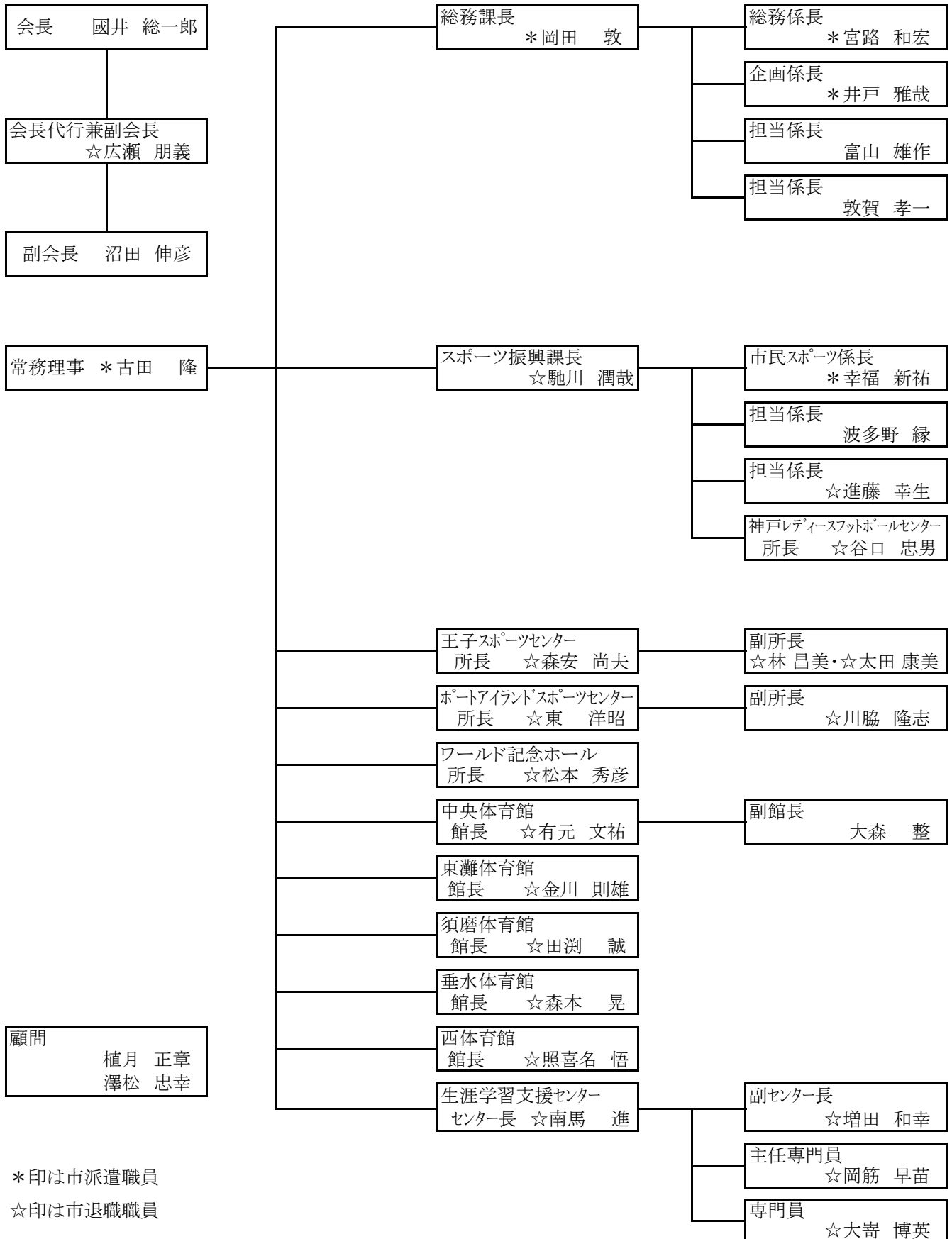
平成30年9月には、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管し、令和元年7月には、神戸市のスポーツ振興団体の位置づけをより明確化し、スポーツの発展に取り組むため、現名称に改称しました。

II 協会の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 名称 | 公益財団法人神戸市スポーツ協会 |
| 2 所在地 | 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号（神戸商工貿易センタービル10階） |
| 3 設立年月日 | 昭和22年12月 任意団体「神戸市体育協会」として発足
平成2年4月 財団法人認可
平成10年10月 (財)神戸市スポーツ教育公社と統合
平成24年4月 公益財団法人移行及び「神戸市スポーツ教育協会」
に名称変更
令和元年7月 「神戸市スポーツ協会」に名称変更 |
| 4 基本財産 | 200,000千円（出捐：神戸市87.5%） |

5 機 構

(令和4年7月1日現在)



6 職員数(役員を除く)

令和4年7月1日現在

所 属	課 長 施設長	係 長 副施設長	係 員	合 計
総 務 課	1 (1)	4 (2)	5	10 (3)
ス ポ ー ツ 振 興 課	2	3 (1)	5	10 (1)
王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	2	3	6
ポ ー ト ア イ ラ ン ド ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	1	2	4
ワ ー ル ド 記 念 ホ ー ル	1			1
中 央 体 育 館	1	1	4	6
東 灘 体 育 館	1			1
須 磨 体 育 館	1			1
垂 水 体 育 館	1			1
西 体 育 館	1		1	2
生 涯 学 習 支 援 セ ン タ ー	1	3	1	5
合 計	12 (1)	14 (3)	21	47 (4)

- ・ () 内は市派遣職員数内書
- ・ 管理職以外の臨時職員及びパートタイム職員を除く

7 評議員・役員

(1) 評議員

令和4年7月1日現在

(五十音順)

	氏 名	団 体 役 職
1	阿 部 雅 隆	神戸柔道協会副会長兼理事長
2	伊 藤 紀美子	田嶋株式会社代表取締役社長
3	加 藤 久 雄	神戸市文化スポーツ局長
4	神 木 哲 男	神戸大学名誉教授
5	岸 本 洋 子	弁護士
6	阪 本 正 彦	神戸市レクリエーション協会会長
7	鈴 木 信 子	神戸市スケート協会会長
8	陳 友 昱	神戸新聞社運動部長
9	中 田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会会長
10	南 平 榮 一	NPO法人こうべユースネット顧問
11	平 野 直 美	神戸女子短期大学食物栄養学科教授
12	松 本 周 二	神戸軟式野球協会会長
13	森 田 祐 子	神戸市婦人団体協議会副会長
14	森 本 茂 夫	神戸市バスケットボール協会会長

(2) 役員（理事・監事）

令和4年7月1日現在
(役職, 五十音順)

	役職	氏 名	団 体 役 職
1	会長◎	國 井 総一郎	株式会社ノーリツ会長
2	会長代行 兼副会長◎	広 瀬 朋 義	神戸市スポーツ協会
3	副会長	沼 田 伸 彦	株式会社サンテレビジョン顧問
4	常務理事	古 田 隆	神戸市スポーツ協会
5	理事	川 畑 龍 雄	神戸市体操協会理事長
6	理事	清 見 昌 功	神戸市サッカー協会専務理事
7	理事	小 林 祐 梨子	日本パラ陸上競技連盟理事
8	理事	坂 元 美 子	神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科 准教授
9	理事	田 淵 治 男	神戸バレーボール協会会長
10	理事	常 深 隼太郎	神戸市ラグビーフットボール協会副会長
11	理事	中 川 一 穂	神戸市剣道連盟会長
12	理事	新 田 耕 造	神戸市卓球協会会長
13	理事	平 川 和 文	神戸大学名誉教授
14	理事	藤 江 久 善	神戸市バドミントン協会会長
15	理事	正 木 一 央	神戸市陸上競技協会副会長
16	理事	森 田 賢 二	神戸市ソフトテニス連盟副会長兼理事長
17	理事	山 口 泰 雄	神戸大学名誉教授 流通科学大学特任教授
18	監事	黒 田 信 男	兵庫県山岳連盟副会長
19	監事	高 橋 信 雄	税理士

◎ 代表理事

8 加盟団体一覧 (42団体)

令和4年7月1日現在

	加盟団体名
1	神戸市陸上競技協会
2	神戸軟式野球協会
3	神戸市ソフトテニス連盟
4	神戸市水泳協会
5	神戸市剣道連盟
6	一般社団法人神戸市サッカー協会
7	神戸市テニス協会
8	神戸市体操協会
9	神戸市ハンドボール協会
10	神戸バレーボール協会
11	神戸市弓道協会
12	神戸柔道協会
13	神戸市相撲連盟
14	神戸市卓球協会
15	神戸市バスケットボール協会
16	神戸市バドミントン協会
17	神戸市ソフトボール協会
18	神戸市なぎなた協会
19	神戸市スキー協会
20	一般社団法人神戸市漕艇連盟
21	神戸市ラクビーフットボール協会

	加盟団体名
22	神戸市レスリング協会
23	神戸市アマチュアボクシング協会
24	兵庫県山岳連盟神戸支部
25	兵庫県野球連盟
26	神戸市ホッケー協会
27	神戸市クレール射撃協会
28	神戸市スケート協会
29	兵庫県高等学校体育連盟 神戸支部
30	神戸市中学校体育連盟
31	神戸市ボウリング協会
32	神戸市アーチェリー協会
33	神戸市少林寺拳法協会
34	神戸市空手道連盟
35	神戸市ウエイトリフティング協会
36	神戸市綱引連盟
37	神戸市ライフル射撃協会
38	神戸銃剣道連盟
39	神戸市アイスホッケー協会
40	神戸市バトン協会
41	神戸市レクリエーション協会
42	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会

(参考) 神戸市レクリエーション協会

加盟団体 (10団体)

	団体名
1	神戸市民山の会
2	神戸フォークダンス協会
3	神戸投輪連盟
4	神戸レディース卓球連盟
5	神戸市民ラジオ体操の会

	団体名
6	神戸民踊研究会
7	神戸市生涯体育大学同窓会
8	神戸市レクリエーション指導者クラブ
9	神戸市グラウンド・ゴルフ協会
10	神戸ウオーキング協会

Ⅲ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市スポーツ協会と称し、Kobe Sport Association（略称 K S A）と英訳する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツ大会等の開催並びにスポーツに関する事業の実施及び支援
- (2) 国際級スポーツ大会等の誘致
- (3) スポーツに関する国際交流事業の実施及び支援
- (4) スポーツ指導者の養成
- (5) 神戸総合型地域スポーツクラブの育成
- (6) スポーツ医・科学に基づく健康・体力づくりの推進
- (7) スポーツに関する調査研究及び情報の提供
- (8) スポーツ関係団体等とのネットワークの形成及び連携
- (9) スポーツ功労者等の顕彰
- (10) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を会長代行兼副会長、2 名以内を常務理事とする。

3 会長、会長代行兼副会長及び常務理事以外の理事のうち、2 名以内を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長及び会長代行兼副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び会長代行兼副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、会長及び会長代行兼副会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、会長代行兼副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行兼副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、会長代行兼副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(名誉会長及び顧問)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び顧問 4 名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 36 条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 神戸市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体
- (2) 地域を代表する団体
- (3) 神戸市における学校体育団体
- (4) 神戸市におけるレクリエーションを統括する団体

(加盟)

第 37 条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を経て加盟することができる。

(会費)

第 38 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会等)

第 39 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由書を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が第 36 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められるときは、評議員会において評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を経て、退会させることができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき

(加盟団体連絡会)

第 40 条 協会の職務執行に対して、意見交換及び協議を行うことを目的に、加盟団体連絡会を設置する。

2 加盟団体連絡会は、理事とすべての加盟団体をもって構成する。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 41 条 この法人に賛助会員を置く。

2 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

3 賛助会員の入退会及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 表孟宏 橋口秀志 植月正章 横関勇 正木一央 嶋中良治 小林茂幸 木村淳三
尼子邦之 佐藤由香里 大西睦雄 平川和文 岸本洋子 高井豊司 三谷弘光 木村光雄
藤原匠 吉田敦美
監事 神吉政明 青木節子 高橋信雄
- 4 この法人の最初の会長（代表理事）は表孟宏、会長代行兼副会長（代表理事）は橋口秀志、副会長（理事）は植月正章、常務理事は横関勇とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

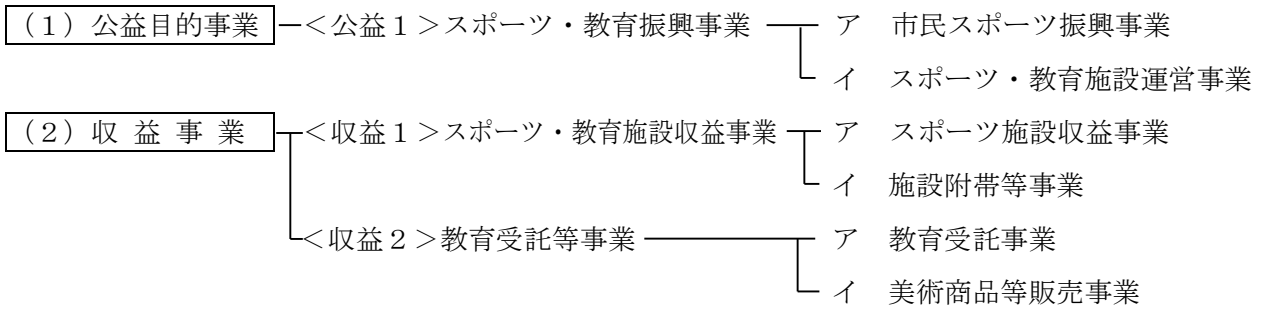
別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	神戸市債 2 億円

IV 令和3年度 事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

＜神戸市スポーツ協会の事業体系図＞



1 事業報告

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、業種別・競技団体別ガイドラインや国・県・市の指針に基づいた感染拡大防止対策を講じた上で、スポーツイベントや教室等を実施し、管理施設においても安全性を十分確保して管理運営に当たってきた。

コロナ禍に伴う厳しい経営環境下においても、持続的に事業を実施していくため、経費削減等の収支改善に取り組み、スポーツの振興に努めた。

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

大会名	実施時期	参加者	概要
第62回神戸市民体育大会 (一部中止)	4月10日～11月14日	10,330人	市内各競技施設で、陸上競技など22競技中13競技を実施
令和3年度神戸市総合スポーツ大会(一部中止)	8月22日～12月5日	6,759人	市内各競技施設で、陸上競技など14競技中13競技を実施
第31回六甲シティマラソン大会(再延期)	1月30日	—	六甲アイランド内特設コース(10km:日本陸連公認)において、男女26部門で開催
第25回しあわせ健康駅伝競走大会 神戸市小学生駅伝競走大会(中止)	12月5日	—	ユニバー記念競技場と周辺で、小学校4～6年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第27回神戸市長杯しあわせ健康駅伝競走大会(中止)	12月5日	—	神戸総合運動公園特設コースで、男女混成による駅伝大会を開催
第53回神戸市家庭バレーボールまつり(中止)	5月18、20、21日	—	王子スポーツセンター
第56回神戸市家庭バレーボール大会	10月6日・14日	526人	王子スポーツセンター(予選リーグ)中央体育館(決勝トーナメント)
ファミリーウォーキング	4月4日 7月4日(中止) 8月8日(中止) 11月7日 1月9日	87人 288人 240人	市内各所

b スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県体育協会加盟団体等との連携の下、国際級・全国級のスポーツイベントの誘致に努めるとともに開催を支援するなど、レベルの高いスポーツイベントに接する機会を市民に提供した。

(市内で開催された主なスポーツイベント)

全国級イベント 2021 日本グランプリシリーズ第 69 回 兵庫リレーカーニバルなど 16 件

日本リーグ級イベント 2021 明治安田生命 J1 リーグヴィッセル神戸戦など 26 件

② 神戸マラソン支援事業

第 10 回神戸マラソン（令和 3 年 11 月 21 日（日））の再延期に伴い、次回の神戸マラソンにつながるランニングイベントを開催した。

- ・中央体育館ランニングクリニックの開催
- ・神戸マラソンランニングイベントの開催

c 加盟団体等助成事業

加盟競技団体、神戸市レクリエーション協会等の活動支援を目的とした助成を行うとともに、競技力向上を目指して行う強化練習に対する助成を行った。

d その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

トップアスリートによる水泳教室、バレーボール教室、インラインスケート体験教室、ジュニアランニング教室、なわとび教室、フリースタイルフットボール教室、親子キャッチボール教室、フットサル教室を開催した。

② スポーツ協会表彰（中止）

③ 情報提供事業

情報誌「スポ協つうしん」、子供向け情報誌「スポ協つうしんジュニア」及び機関誌「神戸体育」の発行、ホームページでの情報提供等を行った。

④ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸、久光スプリングス、INAC神戸レオネッサ、コベルコ神戸スティーラーズ、デウソン神戸の市民観戦会を行った。

また、ホームページ上での各チームの試合日程の掲載や、各施設にポスターの掲出及びチラシの配布などを行い、情報発信によるPRを実施した。

⑤ 基礎体力向上のための取組み

「小学生かけっこ教室」、「走り方教室」を開催した。

⑥ 様々なスポーツを体験する機会の提供

加盟団体等と連携し、「KOBE ボート教室」や「バトン講習会」、「ビームライフル射撃親子体験会」等を開催した。

⑦ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等への支援

スポ協つうしんで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（延期）や神戸 2022 世界パラ陸上競技選手権大会（延期）の関連情報を発信した。さらに、オリンピック・パラリンピックの情報発信については、当協会管理施設のデジタルサイネージを活用したほか、競技ウェアの展示を行った。また、世界パラ陸上選手権大会組織委員会へ当協会職員を派遣するなど運営協力を行った。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

指定管理者として、表の7体育施設（王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター、中央体育館、東灘体育館、須磨体育館、垂水体育館、西体育館）及び生涯学習支援センターの管理運営を実施し、利用者サービスの向上に努めた。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館や利用制限がある中で、感染症対策を徹底した上で管理運営に取り組み、令和2年度との比較で利用人数は増加した。

施設名	利用人数		増減	増減率	備考 (共同企画事業者)
	令和2年度	令和3年度			
王子スポーツセンター	192,071人	235,888人	43,817人	22.8%	(株)加藤商会・アシックススポーツファシリティーズ(株)
ポートアイランドスポーツセンター	110,196人	181,105人	70,909人	64.3%	(株)加藤商会・アシックススポーツファシリティーズ(株)
中央体育館	99,522人	136,142人	36,620人	36.8%	アシックススポーツファシリティーズ(株)
東灘体育館	44,775人	58,871人	14,096人	31.5%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
須磨体育館	19,546人	50,215人	30,669人	156.9%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
垂水体育館	55,549人	60,147人	4,598人	8.3%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
西体育館	81,774人	64,367人	△17,407人	△21.3%	(公財)神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ(株)
生涯学習支援センター	210,208人	282,297人	72,089人	34.3%	
合計	813,641人	1,069,032人	255,391人	31.4%	

※利用人数には、大会観覧者数を含む。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館状況 P19 参照

※王子スポーツセンター空調設備設置工事に伴う利用停止

主競技場 (令和3年12月1日～令和4年2月28日)

柔道場・剣道場 (令和4年1月4日～2月28日)

※須磨体育館空調設備設置・床改修工事に伴う利用停止

体育室 (令和2年12月1日～令和3年4月30日)

※垂水体育館移転に伴う休館

(令和4年3月22日～令和4年3月31日)

※西体育館空調設備設置・床改修、外壁改修工事等に伴う利用停止

競技場 (令和3年10月1日～令和4年2月28日)

体育室 (令和3年6月1日～令和3年9月30日)

b 施設スポーツ振興事業

指定管理施設を中心として、利用者をはじめ、多くの市民を対象として身近にスポーツを親しめる様々なイベントを実施した。

- ① 神戸総合型地域スポーツクラブ育成支援事業の実施
王子スポーツセンター・中央体育館・4地区体育館のスタッフによる地域スポーツクラブの育成支援を実施した。
- ② 中央体育館トレーニングルーム運営事業（利用人数 13,372 人）
- ③ スポーツ体験フェア 2021 の開催
- ④ ウィンターフェスティバルの開催
ポートアイランドスポーツセンターにおいて、スケートの一般利用開始のイベントとして無料自由滑走・温水プール無料開放を実施した。（来場者数 427 人）
- ⑤ スポーツ・健康づくりを通じた地域交流の促進
 - ・垂水体育館を拠点とした「たるみ健康いきいきウオーク 2021」（中止）
 - ・須磨海岸東エリア一帯で開催される「須磨青空元気フェスティバル」（中止）
- ⑥ 大学連携事業
 - ・神戸親和女子大学とコラボした学生主導のスポーツ教室「チャレンジサマースクール」を開催（参加者 172 人）
 - ・市民の防災意識を高めるため、神戸学院大学現代社会学部と共催で、参加者と共に災害時の非常食を作る「防災料理教室」を開催（参加者 21 人）
- ⑦ 各施設におけるその他スポーツ振興事業
 - ・西区ふるさとウォーキングの開催
 - ・第 26 回がんばれ神戸っ子ドッジボール大会（中止）
 - ・パラ&ニュースポーツ体験会の開催
 - ・スポーツ指導者等を対象とした「市民スポーツセミナー」の開催
 - ・スポーツ婚活事業の開催（中止）

c スポーツ教室等事業

球技などの一般教室に加え、子供の体力づくりや親子のふれあいを目的とする体操教室や、中高年の健康づくりを支援する運動教室などを開催した。

（7 体育施設 合計 186 教室 10,772 人 親子 193 組）

（参考）新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館状況

施設名	閉館期間	再開日	備考
王子スポーツセンター	令和 3 年 4 月 25 日～ 5 月 11 日	5 月 12 日	
ポートアイランド スポーツセンター	令和 3 年 4 月 25 日～ 5 月 11 日	5 月 12 日	
ワールド記念ホール	令和 3 年 4 月 25 日～ 5 月 11 日	5 月 12 日	
中央体育館	令和 3 年 4 月 25 日～ 5 月 11 日	5 月 12 日	
地区体育館 (東灘・須磨・垂水・西)	令和 3 年 4 月 25 日～ 5 月 11 日	5 月 12 日	
生涯学習支援センター	令和 3 年 4 月 25 日～ 5 月 11 日	5 月 12 日	閉館期間は運動場のみ使用可

(2) 収益事業

<収益1> スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館や利用制限がある中で、主催者へ感染症対策の徹底を求め安全性を十分確保した上で管理運営に取り組みつつ、イベント誘致に努め、令和2年度との比較で利用人数は大幅に増加した。

施設名	利用人数		増減	増減率	備考 (共同企画事業者)
	令和2年度	令和3年度			
ワールド記念ホール	12,845人	171,504人	158,659人	1,235.2%	(株)神戸国際会館 ・アシックス スポーツファシリ ティーズ(株)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の閉館状況 P19 参照

b レディースフットボールセンター推進事業

I N A C 神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点として、女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」において、兵庫県サッカー協会とともに管理運営を行った。

令和3年度はコロナ禍が続く中、サッカー協会主催の大会は継続して行われており、平日夜間利用の時間数も増加したため利用人数は増えている。また、協会主催の「I N A C 神戸キッズサッカー教室」を年間通して開催するとともに、六甲アイランド小学校の6年生や向洋中学校サッカー部に卒業記念の活動として利用してもらうなど、地域振興にも貢献した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和2年度	令和3年度		
神戸レディースフットボールセンター	44,727人	52,483人	7,756人	17.3%

※利用人数には、大会観覧者数を含む

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター及び中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営事業を行った。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールでの施設利用に関する附属設備・備品等の貸出しを行った。また、各施設において自動販売機の事業等を行った。

<収益2> 教育受託等事業

ア 教育受託事業

安全互助会受託事業

- ・受託元 神戸市学校園安全互助会
- ・受託業務 互助会制度運営に伴う事務執行業務

イ 美術商品等販売事業

図録などの美術商品等を委託販売した。

2 事業別収支計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(単位:円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	1,166,743,793	経常費用の部	1,206,377,433
公益目的事業	868,756,002	公益目的事業	907,530,501
(公1) スポーツ・教育振興事業	868,756,002	(公1) スポーツ・教育振興事業	907,530,501
市民スポーツ振興事業	68,795,352	市民スポーツ振興事業	98,477,589
スポーツ・教育施設運営事業	796,134,650	スポーツ・教育施設運営事業	809,052,912
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	スポーツ・教育振興事業共通	0
収益事業	269,828,016	収益事業	275,008,120
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	259,415,168	(収1) スポーツ・教育施設収益事業	264,313,608
スポーツ施設収益事業	200,273,925	スポーツ施設収益事業	221,702,096
施設附帯等事業	59,141,243	施設附帯等事業	42,611,512
(収2) 教育受託等事業	10,412,848	(収2) 教育受託等事業	10,694,512
法人会計	28,159,775	法人会計	23,838,812
経常外収益の部	3,600	経常外費用の部	661,991
収益合計	1,166,747,393	費用合計	1,207,039,424
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 40,292,031
		法人税・住民税及び事業税 (B)	322,000
		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	△ 40,614,031

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 58,457千円

(2) 負担金 1,059千円

(3) 受託料等 694,919千円

3 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

科 目	公益目的事業	収益事業等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,826,000	0	0	3,826,000
受取会費	430,000	0	0	430,000
事業収益	796,984,152	249,409,606	26,659,748	1,073,053,506
受取負担金	1,059,041	14,100,000	0	15,159,041
受取補助金等	61,597,948	4,515,110	1,500,000	67,613,058
受取寄付金	0	842,589	0	842,589
過年度収益	3,591	0	0	3,591
雑収益	4,855,270	960,711	27	5,816,008
経常収益計	868,756,002	269,828,016	28,159,775	1,166,743,793
(2) 経常費用				
事業費	907,530,501	275,008,120	0	1,182,538,621
管理費	0	0	23,838,812	23,838,812
経常費用計	907,530,501	275,008,120	23,838,812	1,206,377,433
当期経常増減額	△ 38,774,499	△ 5,180,104	4,320,963	△ 39,633,640
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	3,600	0	3,600
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	403,202	258,789	661,991
当期経常外増減額	0	△ 399,602	△ 258,789	△ 658,391
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 38,774,499	△ 5,579,706	4,062,174	△ 40,292,031
他会計振替額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 38,774,499	△ 5,579,706	4,062,174	△ 40,292,031
法人税・住民税及び事業税	0	322,000	0	322,000
当期一般正味財産増減額	△ 38,774,499	△ 5,901,706	4,062,174	△ 40,614,031
一般正味財産期首残高	-	-	-	676,021,218
一般正味財産期末残高	-	-	-	635,407,187
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	△ 4,757,699	0	△ 4,757,699
当期指定正味財産増減額	0	△ 4,757,699	0	△ 4,757,699
指定正味財産期首残高	-	-	-	251,658,523
指定正味財産期末残高	-	-	-	246,900,824
当期正味財産増減額	△ 38,774,499	△ 10,659,405	4,062,174	△ 45,371,730
正味財産期首残高	-	-	-	927,679,741
III 正味財産期末残高	-	-	-	882,308,011

4 貸借対照表

令和4年3月31日現在 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	338,692,993	未払金	139,270,027
未収金	55,103,842	前受金	1,518,543
前払金	394,144	未払法人税等	322,000
前払費用	6,857,285	未払消費税等	12,558,500
流動資産合計	401,048,264	預り金	23,879,495
2. 固定資産		賞与引当金	10,941,530
(1) 基本財産		流動負債合計	188,490,095
投資有価証券	200,000,000	2. 固定負債	
基本財産合計	200,000,000	退職給付引当金	57,092,501
(2) 特定資産		固定負債合計	57,092,501
退職給付引当資産	57,092,501	負債合計	245,582,596
減価償却引当資産	191,629,315	III 正味財産の部	
特定準備資産	103,129,891	1. 指定正味財産	
建物	34,388,213	出捐金	200,000,000
構築物	37,985,581	(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)
什器備品	227,083	受取補助金等	38,461,519
特定資産合計	424,452,584	(うち特定資産への充当額)	(38,461,519)
(3) その他固定資産		受取寄附金	8,439,305
建物	1,790,925	(うち特定資産への充当額)	(8,439,305)
構築物	93,628,231	指定正味財産合計額	246,900,824
車輛運搬具	5	2. 一般正味財産	635,407,187
什器備品	3,466,853	(うち特定資産への充当額)	(320,459,259)
ソフトウェア	560,381	正味財産合計	882,308,011
機械・装置	2,548,884		
水道施設利用権	196,290		
敷金・保証金	155,000		
預託金	43,190		
その他固定資産合計	102,389,759		
固定資産合計	726,842,343		
資産合計	1,127,890,607	負債及び正味財産合計	1,127,890,607

(特定資産)

建物減価償却累計額	16,195,085
構築物減価償却累計額	63,577,166
什器備品減価償却累計額	3,237,917

(その他固定資産)

建物減価償却累計額	5,136,468
構築物減価償却累計額	178,884,759
車輛運搬具減価償却累計額	7,150,734
什器備品減価償却累計額	44,226,577
機械・装置減価償却累計額	7,313,371

5 財産目録

令和4年3月31日現在 (単位：円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	139,270,027
小口現金等	2,485,773	前受金	
普通預貯金		教室事業収入等	1,518,543
三井住友・みなと・ゆうちょ銀行等	336,207,220	未払法人税等	322,000
未収金 (利用料金等)	55,103,842	未払消費税等	12,558,500
前払金 (令和4年度契約費用)	394,144	預り金	
前払費用 (令和4年度保険料等)	6,857,285	神戸市歳入金他	23,879,495
流動資産合計	401,048,264	賞与引当金	10,941,530
2. 固定資産		流動負債合計	188,490,095
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券		退職給付引当金	57,092,501
神戸市公募公債	200,000,000	固定負債合計	57,092,501
基本財産合計	200,000,000	負債合計	245,582,596
(2) 特定資産		III 正味財産の部	882,308,011
退職給付引当資産			
三井住友銀行	57,092,501		
減価償却引当資産			
三井住友銀行	191,629,315		
特定準備資産			
三井住友銀行	103,129,891		
建物	34,388,213		
構築物	37,985,581		
什器備品	227,083		
特定資産合計	424,452,584		
(3) その他固定資産			
建物	1,790,925		
構築物			
王子駐車場, 神戸LFC人工芝等	93,628,231		
車輛運搬具 5台	5		
什器備品	3,466,853		
ソフトウェア	560,381		
機械・装置	2,548,884		
水道施設利用権	196,290		
敷金・保証金	155,000		
預託金	43,190		
その他固定資産合計	102,389,759		
固定資産合計	726,842,343		
資産合計	1,127,890,607		

6 事業別収入明細書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

事業	合計	内訳			
		事業収入	負担金・補助金収入	寄付金・協賛金収入	その他収入
経常増減の部	1,166,743,793	1,073,053,506	82,772,099	978,953	9,939,235
公益目的事業	868,756,002	796,984,152	62,656,989	136,364	8,978,497
（公1）スポーツ・教育振興事業	868,756,002	796,984,152	62,656,989	136,364	8,978,497
市民スポーツ振興事業	68,795,352	1,343,460	62,656,989	136,364	4,658,539
スポーツ・教育施設運営事業	796,134,650	795,640,692	0	0	493,958
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	0	0	0	3,826,000
収益事業	269,828,016	249,409,606	18,615,110	842,589	960,711
（収1）スポーツ・教育施設収益事業	259,415,168	238,996,758	18,615,110	842,589	960,711
スポーツ施設収益事業	200,273,925	179,855,515	18,615,110	842,589	960,711
施設附帯等事業	59,141,243	59,141,243	0	0	0
（収2）教育受託等事業	10,412,848	10,412,848	0	0	0
法人会計	28,159,775	26,659,748	1,500,000	0	27
経常外増減の部	3,600	0	0	0	3,600
当期収入合計	1,166,747,393	1,073,053,506	82,772,099	978,953	9,942,835

7 事業別支出明細書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(単位:円)

事業	合計	内訳		
		人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	1,206,377,433	229,167,342	954,854,770	22,355,321
公益目的事業	907,530,501	185,006,487	720,352,077	2,171,937
(公1) スポーツ・教育振興事業	907,530,501	185,006,487	720,352,077	2,171,937
市民スポーツ振興事業	98,477,589	42,832,128	55,507,539	137,922
スポーツ・教育施設運営事業	809,052,912	142,174,359	664,844,538	2,034,015
スポーツ・教育振興事業共通	0	0	0	0
収益事業	275,008,120	31,748,522	223,267,775	19,991,823
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	264,313,608	25,900,912	218,678,630	19,734,066
スポーツ施設収益事業	221,702,096	22,309,352	184,389,058	15,003,686
施設附帯等事業	42,611,512	3,591,560	34,289,572	4,730,380
(収2) 教育受託等事業	10,694,512	5,847,610	4,589,145	257,757
法人会計	23,838,812	12,412,333	11,234,918	191,561
経常外増減の部	661,991	0	661,991	0
小計(税引前当期支出額)	1,207,039,424	229,167,342	955,516,761	22,355,321
法人税・住民税及び事業税	322,000	0	322,000	0
当期支出合計	1,207,361,424	229,167,342	955,838,761	22,355,321

8 財務状況の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	2 → 3増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	49,587	△ 140,606	△ 39,634	100,972
		経常収益	1,657,063	1,001,213	1,166,744	165,531
		うち公益	1,141,231	814,616	868,756	54,140
		うち公益以外	515,832	186,597	297,988	111,391
		経常費用	1,607,476	1,141,819	1,206,378	64,559
		うち事業費(公益)	1,185,179	850,609	907,531	56,922
		うち事業費(公益以外)	379,533	249,455	275,008	25,553
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	42,764	41,755	23,839	△ 17,916
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	△ 19,182	△ 445	△ 658	△ 213	
	経常外収益	32,721	246	4	△ 242	
	経常外費用	51,903	691	662	△ 29	
	法人税・住民税及び事業税	8,690	322	322	0	
	当期一般正味財産増減額	21,715	△ 141,373	△ 40,614	100,759	
	一般正味財産期首残高	795,679	817,394	676,021	△ 141,373	
	一般正味財産期末残高	817,394	676,021	635,407	△ 40,614	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 41,807	△ 5,270	△ 4,758	512
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	41,807	5,270	4,758	△ 512
うち一般正味財産への振替額		△ 41,807	△ 5,270	△ 4,758	512	
指定正味財産期首残高		298,736	256,929	251,659	△ 5,270	
指定正味財産期末残高		256,929	251,659	246,901	△ 4,758	
正味財産期首残高		1,094,415	1,074,323	927,680	△ 146,643	
当期正味財産増減	△ 20,092	△ 146,643	△ 45,372	101,271		
正味財産期末残高	1,074,323	927,680	882,308	△ 45,372		
貸借対照表(B/S)	資産合計	1,347,951	1,139,628	1,127,890	△ 11,738	
	流動資産	585,929	382,797	401,048	18,251	
	固定資産	762,022	756,831	726,842	△ 29,989	
	うち建物	40,210	38,174	36,179	△ 1,995	
	負債合計	273,627	211,948	245,583	33,635	
	流動負債	202,731	137,064	188,490	51,426	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	70,896	74,884	57,093	△ 17,791	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	1,074,323	927,680	882,308	△ 45,372	
指定正味財産	256,929	251,659	246,901	△ 4,758		
一般正味財産	817,394	676,021	635,407	△ 40,614		

V 令和4年度 事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 事業計画

当協会では、すべての市民がスポーツ・健康づくりや生涯学習を通じて健康で文化的な生活を楽しめる豊かな社会の実現をめざし、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする中期経営計画に基づき、地域振興や社会貢献といった公益目的事業を着実に推進している。

令和4年度では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く厳しい経営環境下においても、スポーツの裾野を広げるとともに市民の健康増進に取り組むため、加盟団体等と連携し、ニュースポーツを含めた様々な体験会やフレイル予防につながる教室・イベントの拡充を図る。また、健全経営を維持していくため、経費削減等の収支改善や事業見直しを行う。

「スポーツ振興事業」においては、市民参加型スポーツ大会の実施や、全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの開催を支援するほか、オリンピックやトップアスリートとの交流の場を設け、神戸を担う子供たちの夢と希望を育む。

また、「生涯学習振興事業」として、市民が自ら学べる学習環境づくりとして、自主学習グループの立ち上げ支援や学習する市民の相互交流の促進を図るとともに、生涯学習支援センターを中心に協会管理施設との交流・連携を進めるとともに、関係機関とも連携を図る。

「指定管理施設等の運営」においては、感染症対策を徹底したうえで、スポーツや生涯学習に加え、文化・子育てなどの視点を加えた市民の幅広い活動拠点となるよう取り組む。

(1) 公益目的事業

<公益1>スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

市民皆スポーツを目指し、市民のスポーツ参加を促進するため、市民向けスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施する。

大会名	実施予定時期	概要・場所
第63回神戸市民体育大会	4月9日～10月16日	市内各競技施設で、陸上競技など22競技を実施
令和4年度神戸市総合スポーツ大会	8月5日～1月15日	市内各競技施設で、陸上競技など14競技を区対抗等で実施
第31回六甲シティマラソン大会	1月29日	六甲アイランド内特設コース(10km:日本陸連公認)において開催
第26回しあわせ健康駅伝競走大会神戸市小学生駅伝競走大会	12月4日	ユニバー記念競技場と周回路で、小学校4～6年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第28回神戸市長杯しあわせ健康駅伝競走大会	12月4日	神戸総合運動公園特設コースで、男女混成による駅伝大会を開催
第54回神戸市家庭バレーボールまつり	5月17～20日	王子スポーツセンター
第57回神戸市家庭バレーボール大会	10月5日・13日	王子スポーツセンター中央体育館
ファミリーウォーキング	4月3日・7月3日・8月11日・11月6日・1月8日	市内各所

b スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携の下、国際級、全国級のスポーツイベントの誘致に努め、大会実行委員会への参加、大会運営経費の助成、広報等により開催を支援する。

② 神戸マラソン支援事業

再延期となった第 10 回大会について加盟団体によるボランティア参加をはじめ、市と連携しながら継続して協力・支援を行う。

c 加盟団体等助成事業

加盟競技団体、神戸市レクリエーション協会の運営を支援する。また、競技力向上を目指して行う強化練習に対する支援を行う。また、加盟団体の適正なガバナンスを確保するため、スポーツ庁策定のスポーツ団体ガバナンスコードチェックシートの公表を加盟団体が令和 4 年度中に実施できるよう支援を行う。

d その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

神戸を拠点として活躍するトップチームや、オリンピックに出場したトップアスリートと子供たちとの交流の場を設け、スポーツに対する関心を高め、夢と希望を育むとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとする。

② スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、スポーツの振興に功績のあった方々を表彰する。

③ 情報提供事業

協会事業やスポーツ情報を積極的に広報し、幅広い情報を的確に提供する。

④ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸の観戦会をはじめとして、INAC神戸レオネッサ、コベルコ神戸スティーラーズ、久光スプリングス、デウソン神戸など市内のトップチームを積極的に支援し、レベルの高いスポーツイベントに接する機会を市民に提供する。

⑤ 基礎体力向上のための取組み

子供たちの体力低下対策の一つとして、各種スポーツに欠かせない走る力の向上をめざす。

⑥ 様々なスポーツを体験する機会の提供

子供たちが多様なスポーツに触れあう機会を提供するとともに、競技者の裾野を広げるための取組みとして、加盟団体等と連携し、スポーツ教室や体験会を実施する。

⑦ 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会への支援

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の運営支援を行うとともに、スポ協つうしん等において、大会関連情報の発信を行う。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

指定管理者として、7 体育施設（王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター、中央体育館、東灘体育館、須磨体育館、垂水体育館、西体育館）及び生涯学習支援センターの管理運営を行う。

b 施設スポーツ振興事業

指定管理施設を中心に、利用者をはじめ、多くの市民を対象とした身近にスポーツに親しめる、様々なイベントを実施する。

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

王子スポーツセンター・中央体育館・4 地区体育館のスタッフが、それぞれ担当する地域スポーツクラブの育成支援策を展開するとともに、協会のネットワークを活かして地域を超えた交流事業を実施する。

- ② ポートアイランドスポーツセンター事業
無料スケート教室やカーリング体験会などのイベント「ウィンターフェスティバル」やオリンピックによる水泳教室を開催し、アイススケートと水泳の普及・振興を通じて、施設の活性化を図る。またコロナ禍における小学生の泳力低下を補うため、初心者向けの親子水泳教室を開催する。
- ③ スポーツ体験フェア 2022 の開催
中央体育館で、普段体験できないスポーツの体験会等を開催する。
- ④ スポーツ・健康づくりを通じた地域交流の促進
垂水区民スポーツの日に、スポーツ体験等の協力事業を実施する。
- ⑤ トレーニングルーム運営事業
中央体育館でトレーニングルームを運営し、スタジオプログラムを実施する。
- ⑥ 各施設におけるその他スポーツ振興事業
- ・みなとのもり公園でスケートボード教室を開催するほか、施設においてパラスポーツやフレイル予防につながる体験会等を実施する。
 - ・中央体育館で、小学生が震災体験で得た絆を引き継げる全市的交流機会として「がんばれ神戸っ子ドッジボール大会」を開催する。
 - ・安全、安心なスポーツ活動を確保するため、熱中症予防などをテーマとするスポーツ安全講習会を開催する。
 - ・トップアスリートによる、初・中級者を対象にしたランニング教室を開催する。
- c スポーツ教室等事業
市民の健康づくりや、スポーツ・文化に親しむ機会を提供するため、各施設においてスポーツ教室等を開催する。「子供の体力づくり」や「中高年齢者のフレイル予防や健康づくり」を支援するスポーツ教室にも取り組む。

(2) 収益事業

＜収益1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行う。

b レディースフットボールセンター推進事業

協会の自主事業として、INAC神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点として女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」において、兵庫県サッカー協会とともに管理運営を行う。

また、神戸市で開催される全日本高等学校女子サッカー選手権大会の出場チームの練習利用や、六甲アイランド高校をはじめとする女子サッカー部の練習場所としての利用など、女子サッカーの普及・振興に努める。

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営事業を行う。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールにおける備品貸出し、各施設において自動販売機の事業等を行う。

2 経営改善の取組み

当協会では、「すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会」を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的として活動している。

公益財団法人として、新型コロナウイルス感染症に伴う厳しい経営環境下においても、公益目的事業を持続的に実施していくために、限られた経営資源の中で効果的・効率的に事業運営を行い、継続的に経営改善に取り組んでいく必要があると考えている。

1. これまで行ってきた主な経営改善策

- ① 前中期経営計画（平成26年度～29年度）において、スポーツ振興事業、指定管理施設の運営といった各事業を実施するとともに、PDC Aサイクルによる検証と実践を進め、概ね目標は達成できた。
- ② 女子サッカーの振興・普及、六甲アイランドの地域振興を目的に、協会の自主事業として、平成24年11月に日本初となる女子優先のサッカー場「神戸レディースフットボールセンター」を開設し、積極的に利用拡大に努め、将来の経営基盤の強化への道筋とした。
- ③ 指定管理事業において、利用者が安心して利用できる満足度の高い施設づくりを基本に、サービスの提供や地域との連携事業を行った結果、平成30年度から、引き続き9施設の管理者として選定された。
- ④ 平成18年度から令和4年度までの指定管理期間中において、市派遣職員21名を削減するとともに、総人件費の圧縮も図った。
- ⑤ これまで以上に外部の意見を取り入れ、より活発な議論を促すため、理事会・評議員会を再編し、協会経営のガバナンスの強化を図った。
- ⑥ これまでの取り組み実績と神戸市の動向や協会を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、平成30年度から令和4年度を計画期間とする現中期経営計画を策定した。

2. 令和4年度における経営改善策

コロナ禍の影響や物件費の上昇などによる厳しい経営環境下においても持続的に事業を実施すべく、中期経営計画(平成30年度～令和4年度)に基づき、神戸市や加盟団体等関係機関と連携して以下の経営改善を進めて行く。

- ① 現中期経営計画の達成状況を検証するとともに、神戸市が提示したミッションを踏まえ、令和5年度から9年度の次期中期経営計画を策定する。
- ② 現在運営している指定管理施設の公募が令和4年度に実施されるにあたり、施設の運営を通じて、スポーツや生涯学習を楽しむきっかけや仕組みを市民に提供出来ることを目指して、引き続き指定管理者に選定されるよう取り組む。
- ③ 六甲シティマラソン大会等スポーツイベントの開催時には、企業へ協賛金を求めるなど、外部資金の導入に努める。
- ④ 感染症対策としてスポーツ教室受講のWEB申込や、気象警報発令時の利用者への情報伝達方法を確保するためのラインの活用などICT化の取り組みを進める。
- ⑤ 令和4年度予算編成において、一部の物件費について前年度予算比10%の削減を実施するなどの経費削減を行うとともに、施設の利用促進による収入確保に努め、経常比率の改善を目指している。
- ⑥ 職員研修の充実や固有職員の係長級への登用、外部人材の活用など、人的体制の強化・充実に取り組む。

中期経営計画 概要

平成30年度～令和4年度

経営理念

すべての市民がスポーツ・健康づくりや生涯学習を通じて
健康で文化的な生活を楽しめる豊かな社会の実現

重点目標

1. 市との連携、適切な役割分担による、効率的な市の施策の推進
2. 協会関連事業の参加者数の増加を図る(338万人)
指定管理施設事業:238万人、スポーツ振興事業など:100万人
3. 協会の経営基盤を強化し専門性・公益性の高い事業を着実に進める
提案事項の早期実現:最終年度の前年までに90%以上の実現を図る
経営判断指標:正常状態(グリーン)を維持

スポーツ振興事業～“する・みる・ささえる”環境づくり～

- 1) 市民参加型のスポーツ大会などの開催(市民体育大会、総合体育大会他)
- 2) 神戸マラソンの開催(運営ボランティアの動員・応援イベントの開催など積極的な支援・応援)
- 3) 神戸レディースフットボールセンターを活用した女子サッカーの振興
(INAC神戸レオネッサの練習拠点、女子サッカー一部の練習会場や地域振興)
- 4) 国際級・全国級スポーツイベントの誘致・支援(全日本高等学校女子サッカー選手権大会等)
- 5) ゴールドスポーツイヤーズに向けての取り組みの推進
(機運の醸成、関連イベントの充実、民間事業者等との連携・協力の検討)
- 6) 市内プロチームへの支援、トップアスリートの活用(トップチームの観戦会、スポーツ教室など)
- 7) 神戸総合型地域スポーツクラブの支援(地域を超えた交流事業による全市民的な活動を促進)

生涯学習振興事業～“学ぶ・活かす・つながる”環境づくり～

- 1) 市民が自ら学べる学習環境づくり(学習情報・相談の充実、自主学習グループ支援、市民講師活用)
- 2) 市民が学んだ成果を活かせる環境づくり(「学びの秋・生涯学習フェスティバル」の開催)
- 3) 関係機関との連携(生涯学習のネットワーク化)

指定管理施設の運営

- ・指定管理施設利用者数目標238万人
- ・指定管理提案事項を最終年度の前年までに90%以上実現する
 - ①王子スポーツセンター、②中央体育館、③東灘体育館、④須磨体育館、⑤垂水体育館、⑥西体育館、⑦ポートアイランドスポーツセンター、⑧ワールド記念ホール、⑨生涯学習支援センター

協会経営全般に関する取り組み

1. 協会の自主・自立性を高める取り組み(人的活用制度の構築、指定管理事業の競争力強化、自主事業の充実、客観的な指標に基づく経営分析)
2. 経営に求められる取り組み(ガバナンスの強化とディスクロージャーの実施、PDCAサイクルによる目標の検証、効果的な情報発信、環境や地域・学校教育に貢献する経営)

3 事業別収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(単位:千円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
公益目的事業	967,888	公益目的事業	1,045,375
(公1) スポーツ・教育振興事業	967,888	(公1) スポーツ・教育振興事業	1,045,375
市民スポーツ振興事業	96,538	市民スポーツ振興事業	149,595
スポーツ・教育施設運営事業	867,524	スポーツ・教育施設運営事業	895,780
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	スポーツ・教育振興事業共通	0
収益事業	400,502	収益事業	336,326
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	400,502	(収1) スポーツ・教育施設収益事業	336,326
スポーツ施設収益事業	321,925	スポーツ施設収益事業	288,348
施設附帯等事業	78,577	施設附帯等事業	47,978
法人会計	30,430	法人会計	30,046
収益合計	1,398,820	費用合計	1,411,747
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 12,927
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	11,644
(1) 補助金	65,132千円	当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	△ 24,571
(2) 負担金	1,500千円		
(3) 受託料等	700,068千円		

4 予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(単位:千円)

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,826	
受取会費	430	
事業収益	1,305,418	
受取負担金	1,500	
受取補助金等	80,711	
受取寄付金	798	
雑収益	6,137	
経常収益 計		1,398,820
(2) 経常費用		
事業費	1,381,701	
管理費	30,046	
経常費用 計		1,411,747
当期経常増減額		△ 12,927
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		△ 12,927
法人税、住民税及び事業税		11,644
当期一般正味財産増減額		△ 24,571
一般正味財産期首残高		635,407
一般正味財産期末残高		610,836
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		0
受取寄付金		0
一般正味財産への振替額		△ 4,337
当期指定正味財産増減額		△ 4,337
指定正味財産期首残高		246,901
指定正味財産期末残高		242,564
当期正味財産増減額		△ 28,908
正味財産期首残高		882,308
III 正味財産期末残高		853,400

5 予定貸借対照表

令和5年3月31日現在(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	326,171	未払金	139,270
未収金	55,104	前受金	1,519
前払金	394	未払法人税等	11,644
前払費用	6,857	未払消費税等	12,559
流動資産合計	388,526	預り金	23,879
2. 固定資産		賞与引当金	11,748
(1)基本財産		流動負債合計	200,619
投資有価証券	200,000	2. 固定負債	
基本財産合計	200,000	退職給付引当金	31,736
(2)特定資産		固定負債合計	31,736
退職給付引当資産	31,736	負債合計	232,355
減価償却引当資産	206,066	III 正味財産の部	
特定準備資産	103,130	1. 指定正味財産	
建物	32,668	出捐金	200,000
構築物	34,185	(うち基本財産への充当額)	(200,000)
特定資産合計	407,785	受取補助金等	34,922
(3)その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(34,922)
建物	1,553	受取寄附金	7,641
構築物	83,371	(うち特定資産への充当額)	(7,641)
什器備品	1,836	指定正味財産合計額	242,563
ソフトウェア	201	2. 一般正味財産	610,836
機械・装置	2,124	(うち特定資産への充当額)	(333,486)
水道施設利用権	160	正味財産合計	853,399
敷金・保証金	155		
預託金	43		
その他固定資産合計	89,443		
固定資産合計	697,228		
資産合計	1,085,754	負債及び正味財産合計	1,085,754
(特定資産)		(その他固定資産)	
建物減価償却累計額	17,915	建物減価償却累計額	5,375
構築物減価償却累計額	67,378	構築物減価償却累計額	189,142
什器備品減価償却累計額	3,465	車輛運搬具減価償却累計額	7,151
		什器備品減価償却累計額	45,782
		機械・装置減価償却累計額	7,739

6 事業別予定収入明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(単位:千円)

科 目	合計	内訳			
		事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
公益目的事業	967,888	879,663	78,672	0	9,553
(公1)スポーツ・教育振興事業	967,888	879,663	78,672	0	9,553
市民スポーツ振興事業	96,538	12,296	78,672	0	5,570
スポーツ・教育施設運営事業	867,524	867,367	0	0	157
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	0	0	0	3,826
収益事業	400,502	395,325	3,539	798	840
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	400,502	395,325	3,539	798	840
スポーツ施設収益事業	321,925	316,748	3,539	798	840
施設附帯等事業	78,577	78,577	0	0	0
法人会計	30,430	30,430	0	0	0
当期収入合計	1,398,820	1,305,418	82,211	798	10,393

7 事業別予定支出明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(単位:千円)

科 目	合計	内訳		
		人件費	物件費	減価償却費
公益目的事業	1,045,375	211,517	832,589	1,269
(公1) スポーツ・教育振興事業	1,045,375	211,517	832,589	1,269
市民スポーツ振興事業	149,595	50,312	99,283	0
スポーツ・教育施設運営事業	895,780	161,205	733,306	1,269
スポーツ・教育振興事業共通	0	0	0	0
収益事業	336,326	30,813	288,627	16,886
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	336,326	30,813	288,627	16,886
スポーツ施設収益事業	288,348	26,205	249,502	12,641
施設附帯等事業	47,978	4,608	39,125	4,245
法人会計	30,046	16,549	12,933	564
法人税・住民税及び事業税	11,644	0	11,644	0
当期支出合計	1,423,391	258,879	1,145,793	18,719

VI 令和3年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業名	事業計画	実績	備考
公益目的事業	1,042,648	907,531	
(公1) スポーツ・教育振興事業	1,042,648	907,531	
市民スポーツ振興事業	166,797	98,478	
スポーツ・教育施設運営事業	875,851	809,053	
収益事業	336,906	275,008	
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	324,303	264,314	
スポーツ施設収益事業	276,618	221,702	
施設附帯等事業	47,685	42,612	
(収2) 教育受託等事業	12,603	10,694	
法人会計	28,277	23,839	

参考

1 主要事業の推移

事業名	項目	令和元年度実績	令和2年度実績		令和3年度実績	
		利用人数	利用人数	対前年度比%	利用人数	対前年度比%
1 指定管理施設運営事業	施設名					
(1) 体育施設 ※王子スポーツセンターおよびワールド記念ホールから西体育館の()内数字は、主要施設の利用率を記載	王子スポーツセンター	377,684 人 (94.9%)	192,071 人 (83.3%)	51	235,888 人 (92.1%)	123
	ポートアイランドスポーツセンター	310,333 人	110,196 人	36	181,105 人	164
	ワールド記念ホール	514,200 人 (77.4%)	12,845 人 (6.7%)	2	171,504 人 (30.5%)	1335
	中央体育館	225,459 人 (90.2%)	99,522 人 (58.3%)	44	136,142 人 (93.2%)	137
	東灘体育館	77,843 人 (98.7%)	44,775 人 (95.3%)	58	58,871 人 (94.7%)	131
	須磨体育館	63,948 人 (96.2%)	19,546 人 (91.4%)	31	50,215 人 (93.2%)	257
	垂水体育館	96,853 人 (95.6%)	55,549 人 (91.3%)	57	60,147 人 (92.1%)	108
	西体育館	128,359 人 (96.5%)	81,774 人 (95.0%)	64	64,367 人 (92.7%)	79
(2) 生涯学習支援センター	生涯学習支援センター	503,290 人	210,208 人	42	282,297 人	134
2 レディースフットボールセンター運営事業	レディースフットボールセンター	41,637 人	44,727 人	107	52,483 人	117
3 スポーツ教室等事業	項目	実施状況	実施状況	対前年度比%	実施状況	対前年度比%
	施設数	8 館	7 館	87.5	7 館	100
	教室数	364 教室	153 教室	42	186 教室	122
	受講者数	23,040 人	5,687 人	25	10,772 人	189

事業名	項目	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年度比%	令和3年度実績	対前年度比%
4 施設附帯等事業	項目	販売内容	販売内容	対前年度比%	販売内容	対前年度比%
(1)教育図書出版	部数 出版物	1種 726冊 おもしろ実験ガイド	—	0	—	
(2)売店事業	施設名	収入金額	収入金額	対前年度比%	収入金額	対前年度比%
	美術商品	92千円	68千円	74	83千円	122
(3)駐車場その他	施設名	利用状況	利用状況	対前年度比%	利用状況	対前年度比%
	王子スポーツセンター北	収容台数 57台	収容台数 57台		収容台数 57台	
	王子スポーツセンター南	収容台数 64台	収容台数 64台		収容台数 64台	
	中央体育館	収容台数 38台	収容台数 38台		収容台数 38台	
	神戸レイクサイドフットボールセンター	収容台数 58台	収容台数 58台		収容台数 58台	
		延利用台数 113,088台	延利用台数 85,193台	75	延利用台数 97,336台	114
	ポートアイランドスポーツセンター	スケート靴 31,027件	スケート靴 10,242件	33	スケート靴 31,814件	311
	中央体育館トレーニングルーム	利用人数 50,671人	利用人数 8,902人	18	利用人数 13,372人	150

2 施設概要

(令和4年7月1日現在)

(1) スポーツ協会所有施設

施設名	神戸レディースフットボールセンター
所在地	東灘区向洋町中7丁目1-1 TEL 842-3370
休業日	12月29日～1月3日及び施設整備日
項目	
1 竣工	平成24年11月
2 構造	クラブハウス(鉄骨造地上1階建 258㎡)
3 敷地面積	19,000㎡
4 施設内容	人工芝グラウンド1面(105m×68m)・練習グラウンド・ちびっ子グラウンド・クラブハウス1棟・夜間照明設備6基・観覧席250席

(2) 指定管理施設

施設名	王子スポーツセンター
所在地	灘区青谷町1丁目1-1 TEL 802-0223
休業日	無休(施設点検日:毎月第4水曜日、年末年始を除く)
項目	
1 竣工	(1) 王子スタジアム 昭和31年10月
2 敷地面積	26,000㎡
3 収容人員	3,000人(メインスタンド約2,500人、バックスタンド約500人)
4 施設内容	全天候型(トラック1周400m×8コース)
1 竣工	(2) 体育館(主競技場・身体障害者体育館・トレーニング室・柔道場・剣道場等) 昭和53年10月
2 構造	鉄筋コンクリート造4階建
3 延床面積	7,193㎡
4 敷地面積	9,530㎡
5 観客席	194席(立ち見 約300人)
1 竣工	(3) プール(夏季) 昭和25年1月
2 敷地面積	9,567㎡
3 観客席	1,000人
4 施設内容	公認プール(50m×9コース)・プール(25m×6コース) 幼児用プール
1 竣工	(4) バレーボール兼テニスコート 昭和31年10月
2 敷地面積	10,744㎡
3 収容人員	1,200人
4 施設内容	全天候型, 6面
その他施設	補助競技場、相撲場、広場及び公園等
施設名	ポートアイランドスポーツセンター
所在地	中央区港島中町6丁目12-1 TEL 302-1031
休業日	水曜日、年末年始
項目	
1 竣工	昭和56年1月(供用開始 昭和56年11月)
2 構造	鉄筋コンクリート造3階建地下1階
3 延床面積	11,770㎡
4 敷地面積	10,697㎡
5 観客席	2,500席
6 施設内容	①公認プール 競泳用プール(50m×8コース)・温水プール(25m×5コース) 飛び込み用プール ②スケートリンク2面(1,800㎡、500㎡)(冬季)

施設名	ワールド記念ホール
所在地	中央区港島中町6丁目12-2 TEL 302-8781
休業日	年未年始(12月29日～1月3日) ※イベント開催の場合は開館
項目	
1 竣工	昭和59年8月(供用開始 昭和59年10月)
2 構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建
3 延床面積	13,325 m ²
4 敷地面積	10,286 m ²
5 観客席	約8,000席(固定3,528席、仮設 約4,500席)
6 施設内容	アリーナ(楕円形 縦82.5m×横42.5m 面積3,100 m ² 天井高30m)
施設名	中央体育館
所在地	中央区楠町4丁目1-1 TEL 341-7971
休業日	無休(施設点検日:毎月第4月曜日、年未年始を除く)
項目	
1 竣工	昭和40年10月
2 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建
3 延床面積	11,764 m ²
4 敷地面積	10,818 m ²
5 観客席	1,863席(車いすスペース8台分含む)
6 施設内容	競技場・第一体育室・第二体育室・トレーニング室・会議室
施設名	東灘体育館
所在地	東灘区魚崎南町6丁目5-11 TEL 452-9279
休業日	無休(施設点検日:毎月第1月曜日、年未年始を除く)
項目	
1 竣工	昭和50年12月
2 構造	鉄筋コンクリート造2階建
3 延床面積	1,499 m ²
4 敷地面積	1,878 m ²
5 施設内容	競技場・体育室・トレーニング室
施設名	須磨体育館
所在地	須磨区中島町1丁目2-2 TEL 734-5588
休業日	無休(施設点検日:毎月第1月曜日、年未年始を除く)
項目	
1 竣工	昭和48年6月
2 構造	鉄筋コンクリート造4階建
3 延床面積	1,411 m ²
4 敷地面積	690 m ²
5 施設内容	競技場・体育室
施設名	垂水体育館
所在地	垂水区平磯1丁目1-56 TEL 751-0500
休業日	無休(施設点検日:毎月第1月曜日、年未年始を除く)
項目	
1 竣工	令和4年3月
2 構造	鉄筋コンクリート造一部木造平家建
3 延床面積	3,482 m ²
4 敷地面積	6,779 m ²
5 施設内容	競技場・第一体育室・第二体育室・多目的室・トレーニング室

項 目	施設名	西体育館					
	所在地	西区春日台5丁目436番地 TEL 961-1381					
	休業日	無休(施設点検日:毎月第1月曜日、年末年始を除く)					
1	竣 工	平成元年3月					
2	構 造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建					
3	延床面積	2,186 m ²					
4	敷地面積	5,000 m ²					
5	施設内容	競技室・体育室・トレーニング室・会議室					
項 目	施設名	生涯学習支援センター					
	所在地	中央区吾妻通4丁目1-6 TEL 251-4731					
	休業日	無休(年末年始を除く)					
1	開 館	平成12年9月 全館開館					
2	構 造	鉄筋コンクリート造地上5階建					
3	延床面積	6,887 m ² (別途スポーツ協会分室368 m ²)					
4	敷地面積	7,115 m ²					
5	施設内容	会議室(小)	3室	31 m ²	体育館	1室	726 m ²
		会議室(大)	4室	62 m ²	和室(6畳)	1室	31 m ²
		多目的室(小)	5室	93 m ²	工作室	1室	93 m ²
		多目的室(大)	1室	124 m ²	調理室	1室	93 m ²
		セミナー室	1室	124 m ²			

3 施設所在図



